

資料編

1 策定にあたって

総合計画は、すべての計画の基本となる行政運営の指針となるものである。このため、市民に開かれ市民の意見が反映された計画となるよう、各界各層から広く意見をいただくよう努めながら、全庁的な取り組み体制のもとで計画を策定した。

(1) 総合計画審議会の活用

ア 公募委員の登用

計画策定を担った総合計画審議会の委員57名のうち公募により9名の登用を図った。

イ 専門部会・総括部会での審議

全体会(総会)のほか、4つの専門部会(文化・地域産業、交流・観光、ひとづくり、安全・安心)とこれらの部会間の意見等を調整する総括部会を開催しながら慎重に審議を行った。また、審議内容や会議資料についても公式ホームページにおいて公開に努めた。

(2) 全庁的な推進体制づくり

ア 「未来高岡」創生本部

総合計画審議会に各種の資料を提供するため、庁内の連絡調整機関として「未来高岡」創生本部を設置した。また、事務を推進するため各部局の実務者である計画主任会議を開催しながら、全庁的に計画策定に取り組んだ。

イ フレーム検討部会

計画の基礎となる、人口・財政推計、土地利用にあたっては、フレーム検討部会(財政フレーム部会、土地利用部会)において検討を重ねた。

(3) 市民意識の集約等

ア 市民アンケート調査

市政の各分野についての市民の関心、要望などを把握し、計画策定のための基礎資料とした。

調査対象 満18歳以上の男女 5,000名

回答率 49.1%

調査方法 郵送による配布・回収

イ 市長によるタウンミーティング

基本構想を策定するにあたり、まちづくりに関する意見等を直接市民と交換し、より身近な計画とするため市長によるタウンミーティング「未来高岡」夢トークを開催した。

平成27年10月2日から11月30日まで 12地区(中学校区) 参加者 2,304名

ウ パブリックコメント

策定期間中、公式のホームページや広報紙で審議状況を随時お知らせするとともに、市民からの意見を募集した。

2 策定の主な経過

年月	総合計画審議会	庁内委員会	市議会	意識の集約等
27年3月		第1回「未来高岡」創生本部会議(3/24)		
27年4月		第1回幹事会(4/27)		
6月		第1回計画主任会議(6/5) 第2回幹事会(6/26)		
7月	総合計画審議会第1回総会〔諮問〕(7/30) 第1回総括部会(7/30)	第2回本部会議(7/1) 第3回幹事会(7/23) 土地利用部会(7/15) 第3回本部会議(7/29)		
8月	第1回専門部会(8/18. 19. 20. 25)	第4回幹事会(8/26)		
9月	第2回総括部会(9/8)	第4回本部会議(9/3) 第2回計画主任会議(9/25)	総務文教常任委員会〔「未来高岡」総合戦略(案)を報告、市民アンケートの調査結果を報告〕(9/25)	
10月	第3回総括部会(10/26) 第2回総会〔基本構想骨子〕(10/30)	第5回幹事会(10/20) 第5回本部会議(10/22)	総務文教常任委員会〔「未来高岡」総合戦略(案)を報告(継続質疑)〕(10/21)	タウンミーティング開始(12中学校区別)
11月	第2回専門部会(11/25. 26. 27. 30)			
12月		第6回幹事会(12/17)	総務文教常任委員会〔「未来高岡」夢トークの開催結果を報告〕(12/14)	
28年1月		第3回計画主任会議(1/6)		
2月	第4回総括部会(2/5) 第3回総会〔基本構想中間報告〕(2/29)	第6回本部会議(2/9)		
3月				パブリックコメントの実施(基本構想中間報告)
4月	第3回専門部会(4/19. 21. 22. 25)	財政フレーム部会(4/16)		
5月	第5回総括部会(5/10)	(5/18)第7回幹事会		
6月	第4回総会〔基本構想答申・第3次基本計画中間報告〕(6/3)	(6/1)第7回本部会議	総合計画基本構想特別委員会〔基本構想を審査〕(6/14. 15. 16. 20)	パブリックコメントの実施(基本計画中間報告)
9月	第6回総括部会(9/1) 第5回総会〔第3次基本計画答申〕(9/8)	(9/2)第8回本部会議	4常任委員会〔第3次基本計画・実施計画を報告〕(9/21. 23)	

3 総合計画審議会

(1) 高岡市総合計画の策定について(諮問)

都経営第 96 号

平成 27 年 7 月 30 日

高岡市総合計画審議会

会長 稲垣 晴彦 様

高岡市長 高橋 正樹

高岡市総合計画の策定について(諮問)

北陸新幹線の開業や現下の人口減少社会の到来など本市を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、市民の皆様様の夢や願いを形にし、文化薫る創造力豊かな高岡を市民の皆様とともに築くため、まちづくりの指針である高岡市総合計画の策定について、高岡市附属機関に関する条例に基づき、諮問します。

(2) 高岡市総合計画基本構想

① 高岡市総合計画基本構想について(答申)

平成 28 年 6 月 3 日

高岡市長 高橋 正樹 様

高岡市総合計画審議会

会長 稲垣 晴彦

高岡市総合計画基本構想について(答申)

平成 27 年 7 月 30 日付け都経営第 96 号で諮問のありました高岡市総合計画について、当審議会は高岡市総合計画審議会規則に基づき、総括部会及び 4 つの専門部会を設置のうえ慎重に審議を重ねてまいりました。このたび別冊のとおり基本構想をとりまとめましたので、ここに答申いたします。

② 会長談話(基本構想の答申)

このたび、高岡市総合計画審議会は、「高岡市総合計画基本構想」を市長に答申いたしました。

委員の皆様には、それぞれの専門分野はもとより、一市民としての率直なご意見を賜り、心よりお礼申し上げます。

昨年 7 月に諮問を受け、主に総括部会において基本構想の検討を重ねてまいりましたが、総括部会のみならず、4 つの専門部会においても数多くいただいたご意見が「市民が高岡のことを知らない」というものでした。

このような共通認識のもと、市民一人ひとりが自分たちのまちの「強み」を知ることが重要であるとの思いか

ら、『底力を見せる町民文化』『「稼ぐ力」を持つものづくり産業』『高い地域力が生む住みやすさ』を高岡市の「強み」として打ち出し、それぞれを〈文化力〉〈創造力〉〈市民力〉として整理いたしました。

一方で、課題についても、現状をありのままに見つめ直し、製造業の低迷や若者の流出、地域のつながりの希薄化など 6 つの項目を明記いたしました。

そして、高岡市が掲げるまちの将来像を「豊かな自然と歴史・文化につつまれ 人と人がつながる 市民創造都市 高岡」とし、その将来像をさらに 17 のめざすまちの姿として描き、分野別の目標として設定いたしました。

また、これらの実現に向けては、委員の皆様から多くいただいた「高岡を知る」という考えを反映させ、3 つのキーワード『共創』『再発見』『発信』を大切にするというまちづくりの手法を盛り込みました。

人口減少社会においても生き生きと暮らしていくためには、今まで以上に市民が誇りと愛着の持てるまちである必要があります。

市長におかれましては、当審議会において明らかにした高岡市の「強み」を十分に活かし、県西部の中核的都市として役割を果たしていけるよう、市政にまい進されることを切に希望いたします。

平成 28 年 6 月 3 日

高岡市総合計画審議会

会長 稲垣 晴彦

③ 市長談話(基本構想答申)

本日、高岡市総合計画審議会より「高岡市総合計画基本構想」の答申をいただきました。

稲垣会長をはじめ、委員の皆様には、新たな基本構想について大変熱心にご審議賜り、心より感謝申し上げます。

このたびの基本構想につきましては、北陸新幹線の開業や現下の人口減少社会の到来など本市を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、市民の皆様様の夢や願いを形にし、文化薫る創造力豊かな高岡を市民の皆様とともに築くための指針となるよう諮問いたしました。

今回いただいた答申では、本市を取り巻く社会潮流に加え、本市の強み、課題を明確にし、「豊かな自然と歴史・文化につつまれ 人と人がつながる 市民創造都市 高岡」という将来像とその将来像を形作る 17 の分野別目標を示していただきました。

また、都市構造の考え方として、本市の各地域の特性に応じた都市機能や居住機能をそれぞれの市街地に誘導し、それらを公共交通等で結ぶ「コンパクト・アンド・ネットワーク」のまちづくりに取り組んでいくとともに、県西部の広域連携の取組を力強くけん引し、中核的都市

としての役割を果たしていくことにも言及していただき、新幹線開業後のまちづくりにふさわしい基本構想をとりまとめたいただいたと思っております。

北陸新幹線が開業し、これまで以上に「ヒト・モノ・コト」の交流が活発になっていく中、高岡市がそれらの交流の拠点として役割を果たし、新たなまちの魅力や地域の価値を創り出していくことが求められます。

この基本構想を抛り所とし、市民の皆様と共に創造的で活力あふれる高岡らしいまちづくりに取り組んでまいりる決意ですので、今後とも、皆様方の格別なご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年 6 月 3 日

高岡市長 高橋 正樹

(3) 高岡市総合計画

① 高岡市総合計画基本計画について（答申）

平成 28 年 9 月 8 日

高岡市長 高橋 正樹 様

高岡市総合計画審議会
会長 稲垣 晴彦

高岡市総合計画第 3 次基本計画について（答申）

先に、当審議会に諮問されました高岡市総合計画に関しましては、本年 6 月 3 日に基本構想について答申したところであります。

このたび平成 29 年度から平成 33 年度の 5 か年を期間とする第 3 次基本計画について、慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおりとりまとめましたので、ここに答申いたします。

② 会長談話（基本計画の答申）

本日、高岡市総合計画審議会は、「高岡市総合計画第 3 次基本計画」を市長に答申いたしました。

委員の皆様には、文化・地域産業、交流・観光、ひとづくり、安全・安心の各専門部会や総会において、それぞれの専門的立場はもとより、一市民としての率直なご意見を賜りましたことに心よりお礼申し上げます。

第 3 次基本計画では、基本構想で打ち出した「強み」を活かすため、創業や新事業展開の支援、町民文化の保存・活用、子育て支援の充実といった施策分野を拡充しました。また、インバウンドや広域連携の推進など、現下の社会経済情勢を反映した施策も新たに設けています。

さらには、分野別目標である 17 のめざすまちの姿ごとに 61 の施策を設定し、それぞれの取り組みに応じた 91 の成果指標「まちづくり指標」を設けることによって、

各施策の進捗状況をわかりやすく把握できるよう工夫しました。

この先の人口減少社会においても、地域の活力を維持し、新たな価値を創り出していくためには、市の枠組みにとらわれない広域的な取り組みによる地域経済の活性化や交流人口の拡大、定住の促進などが求められます。

市長におかれましては、刻々と変化していく時代の潮流を的確に捉え、市職員の能力を最大限引き出しながら、健全な財政運営のもと戦略的なまちづくりに挑戦し、市民の皆様と共に市政にまい進されることを切に希望いたします。

平成 28 年 9 月 8 日

高岡市総合計画審議会
会長 稲垣 晴彦

③ 市長談話（基本計画の答申）

本日、高岡市総合計画審議会より「高岡市総合計画第 3 次基本計画」の答申をいただきました。

稲垣会長をはじめ、委員の皆様には、各分野における課題やこれからの見通しについて大変熱心にご審議賜り、心より感謝申し上げます。

第 3 次基本計画につきましては、まちの将来像である「豊かな自然と歴史・文化につつまれ 人と人がつながる 市民創造都市 高岡」の実現に向け、17 のめざすまちの姿ごとに 61 の施策、91 のまちづくり指標を取りまとめたいただき、高岡の強みである〈文化力〉〈創造力〉〈市民力〉を活かす計画であると感じております。

また、昨年 10 月に策定した「未来高岡」総合戦略の基本的な考え方である〈人口減少と地域経済縮小の克服に向けたまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立〉をリーディングプロジェクトと位置付け、先導的・重点的に取り組むこととしていただきました。

このことは、かねてより力を入れてきた「住まい・働く場・子育て」の取り組みを強く後押ししていただくと同時に、本市の課題の克服に向けた道筋を示していただいたものと考えております。

計画の推進にあたっては、事務事業の検証や公共施設マネジメントを強化し、持続可能な財政構造の構築を目指すとともに、基本構想にある『共創』『再発見』『発信』の 3 つのキーワードを大切にしながら、総合的・横断的に取り組んでまいります。

これからも、市民の皆様と共に創造的で活力あふれる高岡らしいまちづくりに取り組んでまいりる決意ですので、今後とも、皆様方の格別なご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 28 年 9 月 8 日

高岡市長 高橋 正樹

(5) 高岡市総合計画審議会委員名簿

【委員】

(敬称略)

役職	氏名	役 職	所属部会
会長	稲垣 晴彦	北陸コカ・コーラボトリング(株)代表取締役社長	総括
副会長 総括部会長	豊本 治	高岡法科大学副学長	総括
文化・地域産業部会長	能作 克治	(株)能作代表取締役社長	総括 文化・地域産業
交流・観光部会長	古池 嘉和	名古屋学院大学現代社会学部教授	総括 交流・観光
ひとづくり部会長	宮田 伸朗	富山国際学園学事顧問	総括 ひとづくり
安全・安心部会長	炭谷 靖子	富山福祉短期大学看護学科長・教授	総括 安全・安心
委員	荒木 泰行	高岡市議会議員	安全・安心
	筏井 哲治	公募委員	安全・安心
	石川 貴也	公募委員	交流・観光
	石灰 紀子	高岡市母子保健推進員協議会会長	ひとづくり
	井戸 敏恵	女性経済人	文化・地域産業
	上田 耕一	高岡商工会議所産業振興部長	文化・地域産業
	上野 賀永子	公募委員	ひとづくり
	宇波 真一郎	高岡市ホテル旅館組合理事長	交流・観光
	越後 秀之	富山県アルミ産業協会専務理事	文化・地域産業
	大坂 昭輔	高岡市連合自治会副会長	総括
	大菅 洋介	公募委員	安全・安心
	大西 宏治	富山大学人文学部准教授 防災士	安全・安心
	笠島 淑央	高岡市介護保険サービス事業者連絡協議会会長	安全・安心
	川口 幸宏	高岡市手をつなぐ育成会会長	安全・安心
	川原 修平	高岡第一学園理事長	ひとづくり
	川淵 郁子	高岡市民生委員児童委員協議会主任児童部会 副部会長(主任児童委員)	ひとづくり
	小泉 昇	公募委員	交流・観光
	小泉 弘子	地域女性ネット高岡会長	総括
	酒井 敏行	高岡市商店街連盟会長	交流・観光
	酒井 善広	高岡市商工会副会長	交流・観光
	坂本 一穂	高岡市放課後児童育成クラブ運営連絡協議会会長	ひとづくり
	杉本 朋子	高岡市芸術文化団体協議会理事	文化・地域産業
	高木 法子	富山県男女共同参画推進員高岡連絡会会長	安全・安心
	高村 ひかる	公募委員	交流・観光
	高柳 幸司	連合富山高岡地域協議会議長	文化・地域産業
	舘 勇将 (山沼 茂敏～H27.12.2)	高岡市議会議員	交流・観光
	津幡 敬子	高岡市協働のまちづくり推進委員会副委員長	安全・安心

役職	氏名	役 職	所属部会
	東海 裕慎	公募委員	文化・地域産業
	豊原 則子	高岡市ボランティア連絡協議会会長	安全・安心
	中川 加津代	高岡市議会議員	ひとづくり
	中島 晴美	高岡市環境審議会委員	安全・安心
	中山 欣一 (吉田健太郎～H27. 12. 2)	高岡市議会議員	文化・地域産業
	中山 雅之	日本ボーイスカウト富山県連盟理事長	ひとづくり
	西村 和人	高岡市中学校長会会長	ひとづくり
	服部 恵子	たかまち鑑定法人(不動産鑑定士)	交流・観光
	林 克吉	高岡観光発信会会長	交流・観光
	林口 砂里	アート&クラフトシティ高岡推進委員会委員長	文化・地域産業
	樋口 裕祐 (石灰由喜夫～H27. 12. 31)	高岡青年会議所理事長	ひとづくり
	福井 和美	高岡市農業協同組合女性部副部長	文化・地域産業
	藤重 歩	公募委員	ひとづくり
	藤田 一	高岡市医師会会長	安全・安心
	二谷 忠昭	高岡市農業協同組合常務理事	文化・地域産業
	本江 学	高岡市PTA連絡協議会会長	ひとづくり
	増村 義弘	公募委員	文化・地域産業
	松永 浩司 (定塚 康孝～H28. 3. 31)	高岡伝統産業青年会会長	文化・地域産業
	松本 光司	高岡・ひと・まち・交流会代表世話人	交流・観光
	丸谷 芳正	富山大学芸術文化学部教授	文化・地域産業
	山口 泰祐	高岡商工会議所青年部会長	交流・観光
	山崎 美恵子	高岡市スポーツ推進審議会委員	ひとづくり
	山中 路代	高岡市都市計画審議会委員	交流・観光
	割田 貞夫	福岡地域審議会会長	安全・安心

【参与】

役職	氏名	役 職	所属部会
参与	水口 清志 (酒井 立志～H27. 12. 2)	高岡市議会議員	総括
	金森 一郎 (狩野 安郎～H27. 12. 2)	高岡市議会副議長	総括

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高岡市附属機関に関する条例(平成 17 年高岡市条例第 19 号)第 4 条の規定に基づき、高岡市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 60 人以内で組織する。

2 審議会に部会を置くことができる。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 民間諸団体の役員
- (5) 公募による者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、5 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員のうち役職員であることによって委嘱された委員が当該役職員の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選によるものとし、副会長は会長の指名によるものとする。
- 3 会長は、審議会を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、会長の指名によるものとする。
- 3 部会長は、部会を統括する。
- 4 部会の議事については、前条の規定を準用する。

(相談役及び参与)

第 8 条 審議事項に関し必要な意見を聴くため、審議会に相談役及び参与を置くことができる。

2 相談役及び参与は、市長が委嘱する。

(関係者の出席)

第 9 条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して会議に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第 10 条 審議会の事務を分掌するため、審議会に幹事を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、経営企画部都市経営課において処理する。

(補則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 7 月 30 日規則第 24 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高岡市総合計画審議会規則に基づき委嘱された委員の任期は、この規則による改正後の高岡市総合計画審議会規則第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 22 年 7 月 31 日までとする。

附 則(平成 27 年 7 月 24 日規則第 64 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、改正後の高岡市総合計画審議会規則第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 32 年 5 月 31 日までとする。

高岡市総合計画

基本構想・第3次基本計画

発行日 平成29年2月

発行 高岡市

編集 経営企画部都市経営課

〒933-8601 高岡市広小路7-50

Tel (0766) 20-1226/Fax (0766) 20-1670

印刷 株式会社チューエツ

高岡市ホームページ「ほっとホット高岡」

<http://www.city.takaoka.toyama.jp/>

